

## 第1章 定数・任用

### 埼玉西部環境保全組合職員定数条例

制定	昭和47年	2月	7日	条例第4号
改正	昭和48年	3月	5日	条例第2号
	昭和51年	8月	9日	条例第3号
	昭和53年	2月	24日	条例第5号
	昭和54年	2月	23日	条例第1号
	昭和56年	8月	17日	条例第2号
	昭和60年	5月	29日	条例第2号
	平成4年	2月	25日	条例第5号
	平成12年	2月	17日	条例第2号



埼玉西部環境保全組合職員定数条例

（目的）

第1条 この条例は、埼玉西部環境保全組合に常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数を定めることを目的とする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、60人とする。

（職員定数の配分）

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第3号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第5号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第2号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。